

(法第10条第1項第5号関係)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣旨

現在、地域では乳幼児の発達に不安を抱える家庭が増えているものの、身近に相談できる場や専門的な支援につながる場が十分に整っていない。また、働く保護者が安心して子どもを預けられる環境も不足しており、子育てと就労の両立が難しい状況が続いている。さらに、子育て家庭が孤立しやすく、気軽に集い交流できる居場所が限られていることも大きな課題である。これらの状況を踏まえ、すべての子どもが安心して成長し、保護者が無理なく働き、地域住民が互いに支えあえる環境を整えることが望ましいと私たちは考える。

その実現のため、乳幼児への発達支援や一時預かり、保護者が働けるコワーキングスペース、地域住民が共に活動し交流できる共用キッチンの整備などに取り組むこととした。これらの活動は特定の個人に限られたものではなく、地域全体に開かれたものであり、不特定多数の子ども・保護者・地域住民の利益の増進に寄与する公益性の高い取り組みである。

今後、建物の整備や事業の拡大を進め、安定した運営と信頼性を確保するためには法人格が必要であると判断し、特定非営利活動法人の設立を決意した。法人格を取得することで、地域の子育て・福祉・交流の拠点づくりを力強く推進し、持続可能な支援と活動の発展を図っていく所存である。

### 2 申請に至るまでの経過

令和3年10月8日 株式会社まんなかを設立  
令和7年10月8日 会員間で法人設立の意思確認  
令和7年10月8日 法人設立のための設立準備会設立  
令和8年2月4日 設立準備会開催  
令和8年2月27日 設立総会開催

令和8年2月27日

特定非営利活動法人まんなか  
設立代表者氏名 三木絵梨香